

諮問日：平成30年12月10日（平成30年度（最情）諮問第65号）

答申日：令和元年5月24日（令和元年度（最情）答申第14号）

件名：移転給付金申請者の総数が分かる文書等の不開示判断（不存在）に関する
件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の各文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年8月27日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 別紙記載1の文書について、移転給付金申請者は、支給決定された者と不支給となった者に区分することができるところ、前者は、司法行政予算執行額の基数となるもので、この人数が分かる文書を作成していないとは考えられない。後者は、不支給決定に対する不服申立てが予想されることから、記録を残しておくのが当然の事務処理であると考えられる。
- 2 別紙記載2及び3の文書について、移転給付金の不支給決定により、執行を予定していた司法行政予算の一部が執行されないことになるから、その額及び会計上の取扱いが司法行政文書として記録されないとは考えられない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 別紙記載1の文書は、作成し、又は取得していない。

移転給付金については、司法修習生の修習給付金の給付に関する規則（以下「規則」という。）12条ただし書に規定する届出期間内に移転届が提出されているか、届出に係る事実が確認できるか、裁判所法67条の2第5項に規定する移転給付金の支給に関する要件（以下「移転給付要件」という。）を具備するかを個別に審査し、移転給付金の支給又は不支給の認定をして、それぞれ認定簿を作成すれば足り、手続上、申請者の総数を集計する必要はなく、現にその集計は行っていない。

2 別紙記載2の文書は、作成し、又は取得していない。

移転給付金に係る届出があった場合、届出に係る事実を確認し、移転給付要件を具備するときは、最高裁判所の定める路程に応じた移転給付金額（規則10条、別表）を支給すべきことを認定することになるが、規則12条ただし書に規定する届出期限に遅れて届出がされた場合には、上記の確認及び認定をせずに、移転給付金を支給しないこととして不支給の認定をすれば足り、仮に届出期間内に届出がされた場合に支給されたであろう金額を認定する必要はなく、現にその金額の認定及び金額の集計は行っていない。

3 別紙記載3の文書は、作成し、又は取得していない。

規則12条本文により移転給付金を支給する旨認定された場合、会計上、支出に係る事務が行われ、当該事務を遂行するための司法行政文書が作成される。他方、規則12条ただし書に規定する届出期限に遅れて届出がされ、移転給付金を支給しない旨認定された場合、会計上、何らの事務も行われなため、司法行政文書も作成しない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年12月10日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 平成31年3月15日 審議

④ 同年4月19日

審議

第6 委員会の判断の理由

1 別紙記載1の文書について、苦情申出人は、移転給付金を申請した者のうち支給の認定を受けた者と不支給の認定を受けた者のそれぞれにつき相応の文書が作成されているはずである旨を主張する。しかし、別紙記載1の文書は移転給付金の申請者の総数が分かる文書であるところ、最高裁判所事務総長の説明によれば、移転給付金の申請については、規則12条ただし書に規定する届出期間内に移転届が提出されているか、届出に係る事実が確認できるか、移転給付要件を具備するかを個別に審査し、移転給付金の支給又は不支給の認定をして、それぞれ認定簿を作成すれば足りるとのことである。このような移転給付金の支給又は不支給の認定に係る事務の内容に照らして検討すれば、必ずしも移転給付金の申請者の総数を集計する必要はなく、別紙記載1の文書を作成し、又は取得していないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、別紙記載1の文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において別紙記載1の文書を保有していないと認められる。

2 別紙記載2の文書について、苦情申出人は、不支給とされた移転給付金相当額が司法行政文書として記録されないとは考えられない旨を主張する。しかし、別紙記載2の文書は、移転給付金の申請のうち規則12条ただし書に規定する届出期限に遅れて届出がされたために不支給とされたものについて、仮に届出期間内に届出がされていれば支給されたであろう金額の総額が分かる文書であるところ、最高裁判所事務総長の説明によれば、届出期限に遅れて届出がされた場合には、移転給付金を支給しないこととして不支給の認定をすれば足りるとのことである。このような移転給付金の支給又は不支給の認定に係る事務の内容に照らして検討すれば、仮に届出期間内に届出がされた場合に支給された

であろう金額を認定する必要はなく、別紙記載2の文書を作成し、又は取得していないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、別紙記載2の文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において別紙記載2の文書を保有していないと認められる。

- 3 別紙記載3の文書について、苦情申出人は、不支給とされた移転給付金相当額が司法行政文書として記録されないとは考えられない旨を主張する。しかし、別紙記載3の文書は、移転給付金の申請のうち規則12条ただし書に規定する届出期限に遅れて届出がされたために不支給とされたものについて、不執行予算の項目及び不執行分の取扱いが分かる文書であるところ、最高裁判所事務総長の説明によれば、届出期限に遅れて届出がされ、移転給付金を支給しない旨認定された場合、会計上、何らの事務も行われまいとのことである。このような移転給付金の支給又は不支給の認定に係る事務の内容に照らして検討すれば、別紙記載3の文書を作成し、又は取得していないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、別紙記載3の文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において別紙記載3の文書を保有していないと認められる。

- 4 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委 員 門 口 正 人

別紙

- 1 第71期司法修習における導入修習に際する移転給付金申請者の総数が分かる文書
- 2 第71期司法修習における導入修習に際する移転給付金申請者のうち、申請期限に遅れて申請した者に対しては、移転給付金を支給しないこと（以下「本件不支給」という。）とした取扱いにより支給されなかった移転給付金相当額の総額が分かる文書
- 3 本件不支給に係る不執行予算の項目及び不執行分の取扱いが分かる文書